

## 印鑑レス預金口座取引規定

制定:令和3年12月1日

改定:令和8年2月6日

本規定は印鑑レス預金口座取引に関する取り扱いを定めたものです。

### 第1条 (印鑑レス預金口座とは)

1. 印鑑レス預金口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない預金口座をいいます。
2. 印鑑レス預金口座を開設できるのは、印鑑レス預金口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。
3. 印鑑レス預金口座とできるのは、普通預金口座、定期預金口座です。

### 第2条 (取引の制限)

1. 印鑑レス預金口座を開設するには、当行ホームページ上の口座開設専用ページから預金口座を新規にお申込みください。既にある預金口座を印鑑レス預金口座に変更することはできません。
2. 印鑑レス預金口座の開設を申込み場合、同時にキャッシュカードの発行を申込みものとします。  
また、別途キャッシュカードの利用が可能になった場合には、すみやかに東日本ダイレクトバンキングサービスの利用を申込みものとします。
3. 印鑑レス預金口座の取引継続中は、印鑑レス預金口座に発行されたキャッシュカードの解約および東日本ダイレクトバンキングサービスの解約をおこなうことはできません。
4. 印鑑レス預金口座では以下の取引をおこなうことはできません。
  - A. 法令等により印影を必要とする取引
  - B. 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
  - C. 成年後見制度に関する届出書や代理人届の提出がある等、本人以外との取引を前提とする取引
  - D. その他当行所定の取引(口座解約、キャッシュカード等の紛失・盗難などの事故届、および氏名など届出事項の変更等)

### 第3条 (印鑑レス預金口座にかかる取引)

1. 印鑑レス預金口座での取引をおこなう場合、原則として、東日本ダイレクトバンキングサービスまたは現金自動預入払出兼用機(現金自動預入機、現金自動支払機を含む。)等の利用により、おこなうものとします。
2. 当行がお客さまの印鑑レス預金口座での取引依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

### 第4条 (印鑑レス預金口座と関連付けされた口座の取り扱い)

東日本ダイレクトバンキングサービスの利用等により印鑑レス預金口座と関連付けられて開設された口座で取

引をおこなう場合、当該口座についても前条を適用して取り扱うものとします。

#### 第5条（印鑑レス預金口座から印鑑照合により本人認証をおこなう取引口座への変更）

1. 印鑑レス預金口座を取引継続中のお客さまは、印鑑の届け出手続きをおこなうことで、印鑑レス預金口座を印鑑照合により本人認証をおこなう取引口座に変更することができます。印鑑の届け出手続きの際には、当行所定の方法により本人確認を行います。
2. 前項の口座については、原則として窓口での現金取引、証券類の発行・受入れはいたしません。

#### 第6条（解約の取り扱い）

1. 印鑑レス預金口座の普通預金口座を解約する場合には、同時に印鑑レス預金口座と関連付けて開設されたすべての取引を解約するものとします。印鑑の届け出が未済の場合には解約の為に印鑑を届け出いただき、当行所定の解約書類に記名押印のうえ、当行本支店または東日本銀行インフォメーションセンターに申出てください。なお、定期預金の残高があるときは、当該定期預金の満期到来の如何にかかわらず解約し、普通預金口座へ入金するものとします。
2. 前項の解約手続きに際しては、当該預金の解約について正当な権限を有することを確認するため、当行所定の方法により本人確認を行います。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
3. 解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、お客さまが指定する金融機関の口座へ所定の手数料差し引いたうえ、振り込むものとします。なお、お客さまに対する未収手数料等がある場合は、それらを差し引いた後に手続きします。また、当店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

#### 第7条（他の規定の適用）

印鑑レス預金口座取引については、各種預金規定、東日本キャッシュカード規定（個人用）、東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

#### 第8条（規定の変更等）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由がある場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上